

2018年11月15日

茨城県知事

大井川 和彦 様

日本共産党茨城県委員会

委員長 田谷 武夫

日本共産党茨城県議会議員団

県議会議員 山中たい子

県議会議員 江尻 加那

県議会議員 上野 高志

2019年度の県予算編成並びに施策にたいする重点要望書

安倍首相は今国会に憲法9条改定案を提出することを公然と宣言しました。閣僚の憲法尊重・順守の義務付けを蹂躪するもので、許されないことです。戦後70年以上にわたって、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は憲法9条の存在と国民の運動でした。いま政治に求められているのは、憲法の平和、人権、民主主義が生かされる政治の実現です。

安倍首相はまた、来年10月に消費税率を10%にすることを表明しています。家計消費が冷え込んでいるなかでの増税はさらに景気を悪くします。所得の少ない人ほど負担が増え、貧困と格差を広げるだけです。社会保障と子育て・教育のための財源というなら、富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革にこそ取り組むべきです。

原子力規制委員会は11月7日、東海第2原発の最長20年の運転延長を認可しました。しかし、県民世論は「再稼働反対」が76%（昨年8月の知事選NHK出口調査）で、県内約8割に上る34市町村議会が再稼働や運転延長に反対する意見書を可決しています。知事はこの県民世論にこたえ、再稼働・運転延長を認めないことを表明すべきです。

県民の願いも切実になっています。2017年度県政世論調査では、県政にたいする要望の1位が「子育て支援」、2位「医療体制」、3位「高齢者福祉」の充実でした。この県民の願いに応え、「住民福祉の増進」という自治体本来の役割を果たすことが何よりも今、求められています。

来年度予算編成にあたっては、遅れている福祉・医療の充実、県民生活支援を最重点にすることを求めます。さらに地震や豪雨災害など自然災害が相次いでおり、公共事業を大型開発優先から生活密着型に転換し、防災・老朽化を重点にした抜本的対策を求めます。

以上の立場から、次の重点要望を申し入れるものです。

〔目 次〕

〔1〕 東海第二原発を廃止させ、あらゆる原子力災害から 県民の命と暮らしをまもる……………	2
〔2〕 医療・介護・福祉の充実をはかる……………	3
〔3〕 暮らしと雇用を守り、中小企業を支援する……………	9
1. 雇用を確保し、暮らしをまもる	
2. 中小企業・自営業者、商店街を支援する	
〔4〕 地域農業を再生し、食料自給率を向上させる……………	1 1
〔5〕 環境をまもり、安心して暮らせる地域・まちづくりをすすめる……………	1 2
1. 鉄道・交通関係	
2. 道路整備	
3. 河川整備	
4. 環境問題	
5. 防災・まちづくり	
〔6〕 すべての子どもたちに行き届いた教育を保障する……………	1 5
〔7〕 公共事業を大型開発優先から生活密着型に転換する……………	1 8
〔8〕 地方自治をまもり、県民本位の財政を確立する……………	1 8
〔9〕 県政に憲法を生かし、平和と民主主義をまもる……………	1 9

〔１〕 東海第２原発を廃止させ、あらゆる原子力災害から県民の命と暮らしをまもる

（１）東海第２原発の再稼働と運転延長は認めない。

東海第２原発は運転開始から４０年を迎える老朽原発である。劣化だけでなく、技術、設計の古さにも問題がある。しかも東日本大震災では地震、津波で外部電源を失い重大事故寸前まで陥っている。東海第２原発は、事故を起こした福島第１原発と同じ沸騰水型である。沸騰水型炉は格納容器が小さく、炉心溶融すると、たちまち容器内が高温高圧となり破損する恐れがある。規制委は圧力逃し装置（ベント）の装着を義務付けているが、安全の保証はない。こうした原発の再稼働・運転延長はあまりにも無謀であり、廃炉こそ決断すべきである。

- ①運転開始から４０年となる老朽化した原子炉を廃止するよう日本原電に要請する。
- ②東海第２原発の再稼働と運転期間延長に対する県民の意見を把握するために、県と市町村による住民説明会や意見聴取会を県内各地で実施する。２０１９年度県政世論調査の調査項目に加える。
- ③東海第２原発を再稼働させた場合と廃炉にした場合について、事故被害の規模や、県民生活・地方経済への影響、市町村財政への影響などを明らかにし、県民に情報提供する。
- ④燃料プールにある核燃料を早急に乾式キャスク保管に移すよう日本原電に求める。
- ⑤安全協定の拡大や見直しを成文化させ、より多くの自治体の意見が反映できるよう県の積極的な役割を果たす。

（２）原子力事故の避難計画は複合災害に対応する実効性ある計画に見直す。

東海第２原発再稼働の可能性がある場合は、原発から半径３０ｋｍ圏内約９６万人の避難計画が必要であり、原発を廃止してプールの核燃料が冷却され貯蔵容器などに移し替え保管されれば、半径５ｋｍ圏内約８万人の避難計画となる。すべての核燃料が撤去されれば避難の必要はない。

１００万人規模の避難は、計画の策定も、実際の避難実行も不可能であり、原発は廃止する以外にない。その上で、原発の廃止措置期間に起こりうる事故や、高レベル廃棄物再処理施設など原子力施設における事故に対応する実効性ある避難計画をつくる。

その際、計画内容に地域住民の意見を反映させ、住民参加の避難訓練を実施し、くり返し計画内容を検証する。とくに、要支援者の避難体制や、子ども・妊産婦を被ばくさせない措置、複合災害に対応する実効性ある計画づくりをすすめる。避難所の面積１人当たり２平方メートルは見直す。

（３）核燃料や核廃棄物の適正保管と処分を事業者を求める。

核燃料や核廃棄物を使用・保管する施設が多数ある本県において、適正管理と安全対策を国や事業者まかせにせず、県が適正なチェック機能を果たせるよう専門職員を配置する。とくに、原子力機構の施設のうち、核廃棄物の不適切な管理状態に対して原子力規制委員会から是正を求められている事項について早期改善を求める。

トラブル発生や事故の可能性がある場合において、事業者から関係自治体に速やかに情報提供されるよう徹底するとともに、自治体が把握した情報は速やかに住民に知らせ、適切な対応を周知する。

(4) 核燃料サイクルからの撤退を国に求める。

「もんじゅ」の廃炉方針が示されたもとで、高速増殖炉の燃料となるMOX燃料を製造する工場と、東海再処理施設は廃止にするよう国と日本原子力研究開発機構に求める。高速実験炉「常陽」の再稼動を認めず廃止を求める。破たんしている核燃料サイクルから手を引き、高レベル廃棄物の処理を国民合意のもとでおこなうよう国に求める。

(5) 東海原発の放射性廃棄物L3の処分計画を見直す。

東海原発の放射性廃棄物L3素掘り埋設計画を見直すよう日本原電に求める。一時保管とし、監視者が内部に入って保管状況を確認できるようにし、雨水・海水等水対策、地震対策、突風・竜巻等風対策を十分おこなった遮断型構造による施設で管理する。

(6) 県原子力安全対策委員会の公正性を確立する。

①東海第2原発の老朽化対策や日本原子力研究開発機構の事故対策などについて独自検証をおこなう。委員会の開催日時を遅くとも1週間前に公表し、広く県民に知らせる。

②原発推進関連企業から研究費名目で寄付を受けている委員は選任しない。

(7) 指定廃棄物の安全対策を強化する。

県内14自治体15カ所に分散保管されている指定廃棄物について、すべての保管場所でコンクリート建屋やボックスなど保管状態を強化する。国の基準値である8,000Bq/kgを下回った廃棄物の長期保管を余儀なくされている施設の負担を軽減するとともに、最終処分は国が責任をもっておこなうよう求める。

(8) 子どもの健康調査を実施する。

福島第一原発事故による放射能被ばくの長期的な影響を考慮し、継続的な甲状腺検査等の健康調査を実施する。これまでに、県内の市町村が実施した健康調査の内容と結果を県としてまとめて公表する。

(9) 原発事故の避難者支援を強める。

福島原発事故による本県への避難者は、いまだに3千人を超えている。先の見えない長期の避難生活に対する賠償や支援の打ち切りに抗議し、東京電力や国・福島県の賠償・支援継続を求める。県として、避難者の生活状況や要望を把握するとともに、必要な住宅支援や教育支援、保養支援などに取り組む。

〔2〕医療・介護・福祉の充実をはかる

(1) 国民健康保険税の引き下げをはかる。

①高すぎる国保税を「協会けんぽ」並みに引き下げるため、「均等割」「平等割」を廃止し、1兆円の公費投入をおこなうよう国に求める。

- ②県独自に財政支援を行う。県としても法定外繰入の実施を含め、保険税の上昇を抑える恒常的な対策を講じる。県は市町村の判断に基づく法定外繰入を認めている。国保事業の健全運営の立場からも、今後も現行どおり法定外繰入を継続するよう、市町村に求める。国保税の目標年度を定めた県内統一は行わない。
 - ③国保税は2割近い人が滞納せざるを得ない事態となっている。県として低所得者の減免制度や18歳までの子どもの国保税均等割は徴収しないなどの方策をとる。
 - ④保険者努力支援制度は評価指標を点数化し補助金を交付する仕組みである。収納率の指標に基づく評価は、短期保険証や資格証明書の機械的な発行を招き、徴収強化と滞納処分を加速させる恐れもある。特別調整交付金や県繰入金に徴収強化や差し押さえを招く仕組みは導入しない。
 - ⑤短期保険証・資格証明書の交付はしない。滞納世帯への延滞金請求はやめ、丁寧な相談業務をおこなう。
 - ⑥国保事業納付算定に含まれていない、市町村がおこなっている特定健診事業や出産育児一時金等の費用にたいし、県補助を新設する。
- (2) 後期高齢者医療制度の保険料を引き下げる。
- 高齢者を年齢で区切り、別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつけるものである。制度導入以来、保険料値上げが繰り返され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっている。国は2017年度から低所得者の保険料を軽減する措置（特例軽減）を縮小・廃止に踏み出している。制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すよう国に求める。
- ①保険料滞納者にたいする短期保険証の発行はやめ、すべての被保険者に保険証を交付するよう広域連合に求める。保険料の滞納に対する延滞金は廃止する。
 - ②一部自己負担3割が本人の申請により1割となる。しかし、後期高齢者は手続きが困難であるため、申請しなくても対応できるよう改善を図る。県広域連合や国に要請する。
- (3) 医師確保対策をつよめ、医療保障を充実させる。
- ①医師修学資金貸与制度の拡充を図るとともに、地域枠を拡大する。小児科、産婦人科が減少し続けており、少子化対策の課題からも解決をはかる。
 - ②看護師の増員をはかる。看護専門学校の定員増とともに、看護学生への修学資金貸与制度を拡充する。看護師の労働条件改善のための診療報酬改革を国に求める。
 - ③県の地域医療構想のなかでも「機械的な病床削減を求めるものではない」としているが、医療給付費削減のために病床の整理・淘汰をすすめ、入院患者の“追い出し”を強化することが不安視されている。必要病床算定を押し付けることなく、必要な医療体制の維持・拡充をはかる。
- (4) 保健所の統廃合計画は撤回し、保健師の増員と育成を強める。
- (5) 医療制度改悪による療養病床廃止の見直しを国に求める。
- (6) 肺炎球菌の予防接種は65才以上1回ではなく、回数を増やす。
- (7) 全県のドクターヘリ体制を拡充する。
- (8) がん治療を強める。死亡原因第1位のがんの予防・治療は、所得や地域にかかわら

ず早期発見・治療が受けられる態勢を整備する。特に遅れている健康診断の受診率を上げるための対策をおこなう。

(9) 24時間365日対応できる精神科一般救急医療体制を早急に整備する。

(10) 難病患者にたいし、所得によっては自己負担があるので無料に戻す。また、特定疾患の指定拡充を国に求める。県の独自補助を創設する。

(11) 薬物依存症対策をつよめる。依存症問題に取り組む民間団体支援事業の活用を図り、依存症問題に取り組む団体と連携し対策を強化する。

(12) 安心して利用できる介護保険に改善する。

①要支援者を保険給付から締め出し、利用料の2割・3割負担の導入、介護施設の食費・部屋代の引き上げなど、要介護者をサービスから遠ざけ、家族の介護負担をいっそう重くする制度改悪は中止するよう国に求める。

②国庫負担割合の引き上げを国に求める。所得の少ない高齢者には原則として負担を求めない。県独自の保険料・利用料の減免制度を設ける。

③特別養護老人ホームを増設し、待機者を解消する。要介護1、2も養護老人ホームに入所できるよう独自制度を設ける。

④特養ホームや老健施設の職員配置基準を実態に合うよう改善する。

⑤補足給付（ホテルコスト・食費軽減）対象者への「預貯金」「遺族年金・障害者年金受給」の写しを提示するなどの対象要件は廃止するよう国に求める。

⑥介護職の賃金引き上げのため、県独自の補助制度を創設する。介護職の賃金は全産業平均より10万円も下回っている。「ベットは空いているのに、人手が足りないために入所者を受け入れられない」という深刻な状況が各地で起きている。

⑦介護職をめざす若者に給付制の奨学金制度を確立する。介護資格取得貸付制度は、給付制にする。

⑧介護職員確保対策として、公的育成機関として県立高校に福祉コース、また、産業技術学院に介護福祉士キャリアコースを設置する。

(13) 子どもの医療費助成の拡充をはかる。

①子どもの医療費助成制度は、外来も高校卒業まで拡大し、所得制限も窓口負担もない完全無料化をはかる。国に制度化を求める。

②医療費助成自治体への国庫負担減額のペナルティーの全廃を国に求める。

(14) 子育て支援の柱である児童手当を拡充し、子育て世代の支援を強める。支給対象を18歳までに延長することを国に求める。

(15) 児童養護施設、児童相談所の拡充をすすめる。

①児童虐待防止対策を強めるため、保育所や学校、病院、児童相談所、保健所、子育て支援センター、児童養護施設等、子どもにかかわる専門機関の連携を強める。中核的役割を担う児童相談所の相談支援体制を抜本的に強化するため、日立・鹿行の児童分室は児童相談所として体制整備するとともに、県南地域は一時保護所を併設する。児童福祉司の抜本的な増員と専門性向上に向けた研修を充実する。

②児童相談所や児童福祉施設、小児病院や保健所、子育て支援センターなどが連携して、親への支援を強める。乳児院、児童養護施設などの職員配置の改善・増員と負

担軽減、施設の改善、小規模化、家庭的養護をすすめる。本県の児童養護施設（18施設）の大幅定員削減計画は見直す。

③施設や里親で暮らす子どもたちの教育、進学への支援を強めるとともに、18歳以上の継続措置を柔軟にすすめながら、進学や就職への安定的な自立援助を保障する。

④里親制度をより使いやすい制度に改善し、相談、里親同士の相互交流、児童相談所や学校などとの連携強化など里親への支援を強める。

(16) 児童扶養手当を拡充する。

①ひとり親家庭の命綱である児童扶養手当の支給額を抜本的に増額するよう国に求める。

②支給開始5年後に半減する措置は中止するよう国に求める。

③公的年金と児童扶養手当の併用支給を認めるなど、抜本的改善を図るよう国に求める。

④ひとり親世帯が受給する手当を抜本的に増額するとともに、ひとり親世帯の6割を占める第1子のみの世帯にも支援を拡充する。

⑤第2子以降も一律に1万円に引き上げる。年3回の分割支給を毎月支給に変えるとともに、20才未満まで支給を延長するよう国に求める。

(17) 認可保育所を増設し、待機児童を解消する。

①地域の保育ニーズや潜在的待機児童の実態を市町村と協力して正確に把握し、整備計画に反映させる。とくに待機児童が多い0～2歳児の定員をふやす。

②10年間で53カ所も減少している本県公立保育所の主な原因は、国が保育への負担金を一般財源化したことにある。市町村が公立保育所の建替えや増設をすすめられるよう、県独自の支援制度を創設し、国に対しては運営費国庫負担分の復活等を求める。民間の認可保育所の建設等にたいしても、助成の拡大、利子補給等の支援措置を国に求める。

③小規模保育所や家庭的保育について、保育士資格や施設の要件緩和等による「質の低下」を招かないよう基準を改善する。

④障害児や発達障害児の保育に対する県補助を創設し、市町村補助の格差を是正する。

⑤高すぎる国の保育料基準額を改善し、保育所、幼稚園の保育料の父母負担を引き下げよう国に求める。県独自の多子世帯への保育料負担軽減策をさらに拡充する。

⑥保育士の低すぎる配置基準について、国の最低基準の引き上げを求めるとともに、県独自に見直す。非正規保育士の正規化をすすめ、均等待遇がはかれるよう運営費に助成する。合わせて、保育士以外の職員に対する処遇改善もおこなう。

⑦保育士という専門性に見合った賃金引き上げをおこない、保育士確保のための県施策を拡充する。本県の保育士の勤務年数は4.1年と、全国平均より大幅に短く、年間給与額は全国平均と比べ176万円も低い。県独自の給与上乘せ補助を実施する。

⑧病児保育で働く保育士、看護師の学習・交流を県がおこなう。

⑨1歳児クラスの担当保育士の追加雇用を促進し、保育士の業務負担の軽減、保育の質の向上をはかるため、県民間保育所等乳児等保育事業費補助金を増額する。

⑩保育士の研修や仕事の準備、事務の時間確保ができる運営費に改善するよう国に求める。

⑪県独自の保育士産休代替制度を大幅に増額する。

⑫認可外施設を利用する子どもの保育料の軽減制度を設ける。県が施設の設置・運営状況を把握できる仕組みをつくるとともに、保育の安全を確保する取り組みをすすめる。

(18) 学童保育の拡充をはかる。

①共働き世帯やひとり親家庭が増えており、子どもたちが放課後を安全に安心して過ごせる学童保育をいっそう拡充する。

②必要な数だけ学童保育を増設し、待機児童を解消する。学童保育の待機児童を毎年公表するとともに、潜在的な待機児童を把握して施設整備に反映させる。

③学童保育の増設、施設の改善・拡充、高学年児童や障害児の受け入れ等、市町村まかせで施設・運営面での自治体間格差が広がっている。法改定で対象が小学6年生まで拡大されたが、施設や指導員の不足を理由に利用が制限されている。入所要件を満たすすべての子どもが利用でき、毎日の生活の場にふさわしい安全で楽しい施設・設備に改善する。

④指導員の正規化など処遇改善へ支援策を強める。国の処遇改善事業や給与改善事業の積極的活用を市町村に働きかける。放課後児童支援員認定資格研修を受講しやすいよう、研修回数の増加、参加枠の拡大をはかる。

⑤障害児の受け入れについて、国の交付金に加え、県の補助制度を創設する。

⑥国基準は1施設が概ね40人以下であり、71人以上の大規模施設の分離、解消を早期にすすめる。

⑦利用料の軽減に対する県補助を実施し、低所得世帯やひとり親家庭、多子世帯の学童保育料の負担を軽減する。

⑧すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」と「学童保育」は一体化ではなく、それぞれ充実させつつ、連携強化をはかる。

(19) 障害者施策の充実をはかる。

①障害者総合福祉法は基本合意に沿って改正し、負担の大きい応益負担を見直すよう国に働きかける。障害者権利条約、個人の尊厳を保障した憲法13条等にもとづく県政運営をおこなう。

②障害者入所施設を市町村単位に設置する。障害者の保護者等から「遠方のため我が子に会いに行くのが困難」との声が大きい。公立を基本とし、社会福祉法人による設立も考える。

③障害者が地域で自立した生活ができるよう、身近な所にケアホーム・ショートステイ、グループ入所施設の増設をはかる。

④障害者施設職員の処遇改善を国に求める。

⑤災害時の障害者の避難場所（福祉避難所）を地域に設置する。現在は障害者、肢体不自由者、高齢者を除いた計画になっている。障害者施設や介護施設にスプリンクラーの設置義務がない。県補助を創設し、安全を最優先する。

- ⑥精神障害者も医療費助成を拡充する。福祉手帳の１級にととまらず、２級所持者まで医療費助成を拡大する。
- ⑦障害者手帳１、２級所持者の自宅改造のためのリフォーム補助制度を創設する。住宅備品は下肢障害、養育手帳Ａなどに限られている。
- ⑧精神障害者も身体・知的障害者と同様に運賃割引制度を適用されるようＪＲ・つくばエクスプレス・関東鉄道などに申し入れる。国たいて交通機関の運賃割引制度の適用拡大を求める。
- ⑨県南地区への専門性の高い児童発達支援センターの設置をすすめる。
- ⑩「あすなろの郷」は、障害者の権利と尊厳を保障する立場に立ち、県立施設として早期に建て替える。定員の削減計画は中止する。
- ⑪障害者の法定雇用率を早期に達成するよう計画的に取り組む。

(20) 医療的ケア児と家族への支援を強める。

- ①本県の医療的ケア児は県として実態把握を進め 390 人である。福祉や医療のサービスにつなげるコーディネーターを養成し、配置をすすめる。
- ②出産～退院後の家族を支える体制を整備し、切れ目のない支援をおこなう。
 - ・ 茨城型地域包括ケアシステムにおける小児モデル事業を実施する。
 - ・ 退院前からの保健師等の援助により、母親を孤立させないサポート体制をつくる。
- ③レスパイト施設などの整備による家族への支援を強化し、家族の負担軽減と社会的支援をおこなう。
 - ・ 既存の医療型短期入所施設の利用状況を改善する。
 - ・ 空床利用型レスパイトを実施する医療機関への財政的支援で、診療報酬の差額補填、空床確保に伴う経費を助成する。
 - ・ 重症心身障害児を受け入れる通所施設への人的、財政的な支援策として、看護師や機能訓練士の確保を支援する、欠席加算の見直し、報酬は月単位にする、特殊送迎車両や設備に対する補助をおこなう。
 - ・ 訪問看護による留守番や見守り支援（在宅レスパイト）の制度を導入する。
- ④医療的ケア児に対応するショートステイやレスパイト事業を提供する医療型児童発達支援センターを設置する。
- ⑤特別支援学校の卒業後、親亡き後の居場所づくりをおこない、住み慣れた地域での生活が継続できるようにする。
 - ・ 医療的ケアに対応した入所施設やグループホームなどを整備する。
 - ・ 県内における地域毎の偏在の解消、特に県南地域への新設をすすめる。

(21) 必要な人すべてが受けられる生活保護制度を確立する。

- ①生活保護制度改悪（母子加算の削減、基準引き下げ、扶養義務の強化、住宅扶助費引き下げ、冬期加算の引き下げ等）の中止を国に求める。
- ②制度の周知徹底をはかる。広報紙などで制度の内容や手続きを知らせる。窓口に来た人には申請書を速やかに渡し受け付ける。そのうえで生活状況を調査する。
- ③扶養義務調査は、親族と生活保護利用者の関係を悪化させ、生活保護の新規受給を抑制している。嘱託職員の人件費は国補助が出ており、親族の関係を悪化させる扶

養義務調査を中止するよう国に求める。

- ④生活保護のケースワーカー職員を増員する。
- ⑤生活保護利用者の自動車保有条件を拡大する。就労や通院、保育所の送迎なども車保有の対象とする。
- ⑥生活困窮者学習支援事業への国補助は2分の1である。生活困窮の負の連鎖を断ち切るためにも全額補助に戻すよう国に求めるとともに、県の独自補助を実施する。

(22) 動物愛護をすすめる。

- ①「茨城県犬猫殺処分ゼロをめざす条例」の実施に向けて取り組みを促進する。動物愛護団体や県獣医師会とも協力し、里親探しや県営の一時保護所（シェルター）を設置する。負傷動物の受け入れは県動物指導センターと県内約100ヶ所の指定病院以外の動物病院でも受け入れるようにする。
- ②「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の野犬掃討に薬物を使用することができるとする条項は削除する。

〔3〕 暮らしと雇用をまもり、中小企業を支援する

1. 雇用を確保し、暮らしをまもる

- (1) 雇用対策を強める。非正規労働者を正規化した場合の、企業への直接支援を充実させる。
- (2) 長時間労働の規制、「サービス残業」の根絶、「残業代ゼロ」制度の廃止を国に求める。「働き方改革一括法」に盛り込まれた「高度プロフェッショナル制度」は、長時間労働を合法化するもので、国に廃止を求める。
- (3) 「派遣切り」「雇い止め」、不当なリストラをやめさせる行政指導を強化する。雇用維持に最大限に努力するよう、県内経済団体と主要企業に要請する。
- (4) 若者を違法な労働条件で働かせる、いわゆる「ブラック企業」について、労働局とも連携し、県として実態把握をおこない、企業の違法行為を根絶させるために取り組む。また、学生アルバイトに違法・無法な働き方を強いる悪質なバイト、「ブラックバイト」対策を強める。県の労働相談窓口を学生向けに充実させる。「知っておきたい労働法」を大学や専修学校、若者向けに増刷配布し、働く者の権利を周知する。
- (5) 若者の就労支援と不安定雇用を改善する。県内の企業、事業所に正規雇用を強く要請し、若者を雇用した中小企業に就職奨励の助成制度をつくる。若者向け職業訓練の実施、資格取得のための奨学金制度を創設する。
- (6) 新卒者の就職支援を強める。卒業後3年間は「新卒扱い」として就職斡旋の対象とし、就職活動でも差別しないよう企業や大学に要請する。就職できなかった高卒者に対して臨時雇用などの対策を講じる。
- (7) 労働条件や賃金不払いなどの相談を受ける県の労働相談窓口を拡充する。「いばらき労働相談センター」を充実させ、各地区に相談窓口を復活させる。
- (8) 人手不足が深刻化している福祉、医療、防災、建設、教育などの分野や、自然エ

エネルギーを活用した環境分野の雇用を創出する。県自らが雇用不安をつくり出している県職員・教職員削減計画は中止する。貸付制度となっている介護福祉士就学資金貸付費、保育士修学資金等貸付費等は本県内に就職した時点で給付制とする。

- (9) 最低賃金は全国一律に時給 1 0 0 0 円以上に引き上げるとともに、本県の最低賃金の引き上げを国に求める。そのために中小企業支援の抜本的な強化を国に求め、県独自の賃金助成など支援策を講じる。
- (10) 公契約条例を制定し、県発注事業にかかわる下請け労働者の低賃金、低単価を改善し、賃金・単価を保障する。県、市町村などの地方公共団体における臨時、嘱託職員の賃金引き上げなど大幅な処遇改善をはかる。
- (11) 失業者の生活援助、再就職支援を強化する。失業給付期間の延長、給付水準の引き上げ、受給資格の要件緩和など抜本改善を国に求める。
- (12) 公共職業訓練の拡充を図る。産業技術専門学院、農業大学校は希望者全員を受け入れ、授業料は無料に戻す。

2. 中小企業・自営業者、商店街を支援する

- (1) 消費税率 1 0 % 引き上げの中止を国に求める。中小業者の課税免税点の引き上げ、分納・延納措置を認める。「インボイス」制度は導入しないよう国に求める。
- (2) 中小企業・商工業者への金融支援策を拡充させる。県の融資制度や借換制度について、限度額の引き上げや金利の引き下げ、返済期間の延長、貸し出し条件の緩和など、一層の改善を行う。県独自の無担保無保証人融資制度を創設する。市町村の特別小口融資制度の積極的活用へ適切な指導をおこなう。
- (3) 下請企業への不当な単価切り下げをやめさせる。下請二法を厳格に運用し、緊急相談体制を整えるなど、指導・監督を強化する。
- (4) 生活密着型の公共事業を大幅に増やすことで地元中小企業の仕事を確保する。公営住宅の改修・建設、学校の耐震化・老朽化対策、福祉施設の建設・改修・建て替え、公共施設のバリアフリー化など、県民生活分野の公共事業を優先する。
- (5) 地域経済への波及効果が極めて高い住宅リフォーム助成制度を県として導入する。市町村で実施している住宅リフォーム制度、耐震補強制度、小規模工事者登録制度にたいし助成する。住宅リフォーム助成の商店版といわれる「商店リニューアル助成制度」を創設する。
- (6) 入札・契約制度は、中小規模の工事に大手業者の参入を規制する制度に改める。一定金額以下の公共工事の発注は、県内中小建設業者に優先発注する。中小建設業者が受注しやすいよう分離・分割発注をすすめる。
- (7) 県の委託業務・発注工事で働く労働者の労働条件や賃金が適正に確保されるよう、公契約条例を制定する。
- (8) 所得税法第 5 6 条を廃止し、事業主、家族従業員の働き分（自家労賃）を経費として認めるよう国に求める。従業員 5 人以下の小規模事業所の実態調査をおこなう。
- (9) 商店街活性化のために、公営住宅や福祉施設など、公共・公益施設と組み合わせた商店街づくりを推進する。歩道、照明、駐車場・駐輪場、休憩所などの整備、高齢者への宅配支援、イベント事業などに助成を拡充する。

- (10) 空き店舗を活用しての生鮮品の店の確保や子どもや高齢者の居場所づくり、高齢者・住民への宅配サービスなど、商店街の取り組みや地元農産物の直売所の開設、朝市など農商工連携の取り組みを支援する。空き店舗対策、商店街振興策の拡充を求める。
- (11) 大型店の無秩序な出店から地域商店街や中心市街地をまもる。大型店や大規模集客施設を広域的に調整できる、県独自の条例を制定する。大型店の閉鎖・撤退に事前協議、代償措置を義務付ける。大型店の出店を許可制にするよう国に求める。

〔４〕 地域農業を再生し、食料自給率を向上させる

- (１) 本県農業に壊滅的な打撃を与えるＴＰＰ（環太平洋連携協定）、日欧ＥＰＡから撤退し、日米ＦＴＡ交渉は中止するよう国に求める。食料主権を保障する貿易ルールを確立し、食料自給率を早期に５０％台に引き上げるよう国に求める。
- (２) 農業経営の持続的な再生産を保障させるため、農産物価格を一定の水準で支える価格保障と、農業後継者を新たにつくる所得補償を抜本的に充実させる。農業者戸別所得補償の復活を国に求める。
- (３) 麦、大豆、飼料作物など、農家が安心して増産できる条件を整えるため、水田による主食用以外の増産にも力を入れる。
- (４) 県産農産物の消費拡大を図る。県産品の米や農水産物を学校や病院・福祉施設などで積極的に活用する「地産地消」の取り組みを強める。米飯給食を増やし、地元産を活用したパンや加工品の普及・拡大を支援する。朝市や直売所、地域の農産物による加工事業に対する支援を拡充する。
- (５) 中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求め、県として中山間地など条件不利地への支援を充実する。
- (６) 農地中間管理機構は、条件のよい優良農地に営利目的の企業が参入しやすい仕組みであり、耕作放棄地の増大や農地の荒廃を食い止めるものではない。貸付先は地域の農業者を優先し、農民代表を機構役員に選任するなど、制度改善を国に求める。
- (７) 新規就農者を増やす特別の努力をおこなう。就農希望者の研修、農地や住宅の確保、資金、技術の提供、販路確保など総合的な支援体制を確立する。青年就農者給付金（１７年度より農業次世代人材投資事業）の要件を緩和し、一定期間の就農を前提とし、希望するすべてを対象にする。６０歳以上の定年退職者などにも農業技術の研修や農地の斡旋など就農しやすくするよう支援する。
- (８) 主要農作物種子法の復活を国に求めるとともに、県が稲・麦・大豆種子の生産に取り組むことを明確化した種子条例を制定する。
- (９) 主要農作物種子法が廃止されたもとで、種子の価格上昇や遺伝子組み換え種子への不安の声がある。県はこれまでどおりの研究・開発と奨励品種の生産に努めることが出来ることから、農家の立場に立った種子生産をおこなうこと。
- (10) イネ縞葉枯病による被害拡大を防ぐため、県の薬剤購入費補助の創設をはかる。
- (11) 農産物・畜産物・水産物の放射能汚染検査を継続し、検査体制を強化する。生産

者に迅速な補償を国と東電に求める。

- (12) 鳥獣害対策を抜本的に強める。防護柵・わなの設置など農家や自治体の取り組み、駆除に参加する猟友会員を支援する。イノシシなどの捕獲に補助制度をつくる。
- (13) 県産材利用促進のため学校や公共住宅など、公共事業への利用を積極的に進める。県産材を使用した住宅建築を支援する。間伐材の利用や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など、新たな事業の促進をはかる。
- (14) 県産材利用補助制度の対象人数の拡大と申込基準を見直し、申請条件を拡げる。
- (15) 漁業者の所得補償や販路の確保、地産地消の推進、水産加工の振興に取り組む。
- (16) 漁業者の共同を基本に営まれている沿岸漁業と水産資源管理を「漁場の成長産業化」の名のもとで企業利益を優先する「水産改革」法案（漁業法等改定案）に反対し、漁業者の経営と地域を維持・発展させる政策へ転換するよう国に求める。

〔５〕環境をまもり、安心して暮らせる地域・まちづくりをすすめる

１．鉄道・交通関係

- (１) 鉄道の安全対策、バリアフリー化をＪＲ東日本、関東鉄道、つくばエクスプレスなど鉄道各社に求める。ホームドア設置の義務付けを国に求める。
 - ① ＪＲ取手駅構内のバリアフリー化を促進する。東口構内にエレベーターの設置を求める。
 - ② 千代田線の朝夕の増便、昼間の時間帯の運行をはかる。
 - ③ 桜ヶ丘（取手）のバス便の拡充とバス停に屋根とベンチを設置する。
 - ④ 関東鉄道・西取手駅にエレベーターを設置する。
- (２) つくばエクスプレスの黒字分を利用者に還元する。特に通学定期券をＪＲ並みに引き下げるよう鉄道会社に要請する。
- (３) ひたちなか海浜鉄道湊線延伸計画は中止する。
- (４) 市町村が独自に運行しているコミュニティバスやデマンド型タクシー、乗り合いタクシー等に助成する。高齢者等の移動手段として充実を求める要望は強く、県は行政区を越えてコミュニティバス等が相互に乗り入れ運行できるよう市町村支援と協議会立ち上げ等の役割を果たす。

２．道路整備

- (１) 道路維持予算を抜本的に引き上げる。
 - ① 道路の改修、信号機の設置など、安全な道路づくりをすすめる。
 - ② 県道の点検を計画的に行い、誘導線（センターライン、停止線等）、横断歩道等が薄くなり、消えている部分もあり、道路の劣化に対応する。
 - ③ 県道の草刈り、樹木の剪定回数を増やして安全対策をはかる。
- (２) 通学路の安全対策を強める。通学路を緊急に総点検し、歩道の整備、信号機の設置等、児童が安心して通行できるようにする。
- (３) 信号機設置を含む交通安全対策をすすめる。信号機の設置予算を増額し、危険箇所への信号機増設と改良をはかる。

- (4) 都市計画道路 3・3・2 号線（酒門工区）を早期に完成させる。
- (5) 県道長沢・水戸線の下国井町・上国井町部分の歩道未整備地区は通学路にもなっており道路拡幅と歩道の整備を急ぐ。
- (6) 音響信号機を設置する。
 - ①水戸市見和 1 丁目バス停（茨城交通）の脇の交差点。
 - ②カスミ見川店（水戸市見川 2 丁目）脇の交差点。以上 2 か所に点字ブロックもあわせて設置する。
- (7) つくば市中根金田台開発地域内の道路と土浦学園線の早期接続を図る。
- (8) 「いばらきヘルスロード」の歩道を整備し、街灯の設置をすすめる。

3. 河川整備

- (1) 県内河川の堤防整備をすすめ、治水の安全対策を早急におこなう。無堤部の築堤計画を明らかにするとともに堤防整備を促進する。
- (2) 那珂川の左岸、河口から約 2 0 ～ 2 1. 8 km の無堤地区（水戸市国田地区）に堤防を整備し氾濫の危険を予防する。
- (3) 沢渡川及び堀川の護岸整備をすすめること。流下を阻害する堆積物の除去、川底の掘削などは状況に応じて速やかにおこなう。
- (4) 石川川の河川改修をすすめる。当面、石川橋下流の護岸対策を速やかにおこなう。
- (5) 治水対策としての効果が少なく、自然環境破壊となる稲戸井調節池の掘削工事の中止を求めること。
- (6) 相野谷川・北浦川・西浦川の早期改修をおこなう。同河川および小貝川の必要な浚渫をおこなう。
- (7) 小貝川の河川改修を早期におこなう。とくに危険・重要度 A ランクの早期改修を図る。流域内の樹木伐採や稼働掘削等をおこなう。小貝川藤代大橋の塗装を行う。

4. 環境問題

- (1) ごみの「焼却中心主義」から脱却し、減量・リサイクル化を踏まえた適切なごみ処理にとりくむ。霞台厚生施設組合（石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町）が推進している大型ごみ焼却施設建設は、ごみの減量化に反し、関係住民の合意なしに強行しており、中止するよう指導する。
- (2) エコフロンティアかさまの安全運用をはかる。
 - ①不十分な情報の開示を改め、搬入されたゴミ、廃棄物の放射線量などの総量を含む情報開示をおこなう。住民団体の情報開示要請に誠実に応える。
 - ②「エコフロンティアかさま」の堰堤が、豪雨などによって崩壊することがないように安全対策をしっかりとこない、住民にも納得がいく説明をおこなう。
- (3) 温室効果ガス削減に逆行する石炭火力発電所の新增設計画は中止する。
- (4) 再生可能エネルギーの本格的導入をすすめる。
 - ①「原発ゼロ」に踏み出したドイツでは、再生可能エネルギーが発電量の 3 0 % に達した。太陽光、風力など再生可能エネルギーの普及目標を持ち、先進的な役割を果たす。
 - ②「太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドライン」を事業者に対し周

知徹底する。笠間市内における山林100ヘクタールの太陽光発電計画について、環境アセスを実施する。災害を防ぎ、環境を守ることを目的とした県の林地開発許可は認めない。

③蓄電池導入への補助も含めて、住宅用太陽光発電への補助を復活する。

(5) 那珂川水系で特定外来生物カワヒバリガイが確認されている。侵入経路や生息分布、増殖状況を把握するとともに、防除対策を徹底する。

(6) 「茨城県土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」は、周辺住民の意見を充分反映できるものに改定する。特に県の許可面積を他県並みに引き下げると同時に、他県からの搬入はおこなわないようにする。

(7) 取手競輪場敷地の近隣への雨水排水・土砂崩れ問題対策をはかる。

5. 防災・まちづくり

(1) 常総市水害被害、被災者の暮らしと住宅再建への支援を強める。

①被害認定基準を水害の実態に見合ったもの(床上浸水以上は大規模半壊または全壊)に改善する。内閣府通知「水害被害認定」は、「畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、浴槽などの水回りの衛生施設または全壊に該当することになるものと考えられる」とあり、周知・徹底する。常総市水害を教訓に床上浸水への制度改善を求める。

②水害被害の支援制度について、制度の速やかな改善を国に要請する。

- ・災害救助法に基づく住宅応急修理制度(現在の支給額57.6万円限度。所得制限あり)の支給額増額と資力要件を撤廃する。

- ・被災者生活再建支援制度(現在の支給額/半壊=なし、大規模半壊=150万円程度、全壊=300万円限度)を被害の実態に見合った額に引き上げる。床下浸水も同様とする。

③被災世帯への医療費無料化、国民健康保険税・介護保険料を減免する。常総市水害被害における医療費無料化は僅か半年で打ち切ってしまった。全壊・大規模半壊に限らず、全ての被災世帯に対して医療費無料化や国保税・介護保険料の減免措置を暮らしと住宅再建ができるまで一定期間の継続支援が必要である。全国各地で実施されている優れた制度を把握し、市町村に周知するとともに実施のための財政支援をおこなう。

(2) 地下水の有効利用をすすめる。

東日本大震災の経験から水道事業における地下水の役割が一層重要になっている。地下水利用の規制を緩和し、有効利用ができるようにする。

(3) 消防広域化推進計画は中止し、自治体消防の拡充につとめる。

(4) 公営ギャンブル取手競輪場は、赤字が懸念されることから廃止にするとともに、県民の意見を聞く機会を設け、新たな県有施設として活用を図る。競輪場内駐車場道路の街灯を増設する。

(5) つくば市の国家公務員宿舎跡地は、地域住民の意向にそって、公共用地として確保できるよう県の役割を発揮し、国に財政支援を求める。

(6) 水戸市泉町1丁目北地区再開発事業として建設される新水戸市民会館計画は、中心市街地に3700人収容の巨大な会館建設で、深刻な交通渋滞を引き起こし、県

都のまちづくりにも逆行する。再開発事業のルールによらない事前買収もおこなわれ、資金計画も未確立である。市民の反対も根強く中止を求める。再開発事業の権利変換計画の認可をおこなわない。

(7) 県営住宅を増設し、安心して暮らせる住まいの確保に努める。

①連帯保証人制度を廃止する。

②税金滞納世帯でも入居できるようにする。

③修繕費を増額する。

(8) 雇用促進住宅の民間売却後も入居者の居住権を保障する。民間に売却された台宿雇用促進住宅は家賃の値上げをおこなわないよう求める。

(9) 古河市内に公式試合やスポーツ練習ができる県立運動場の建設を急ぐ。

(10) 大洗港に隣接する「つり公園」を整備し、再開をすすめる。

(11) 筑波山登山コース、作業道及び山頂公衆トイレの整備・改修をおこなう。つつじヶ丘駐車場の増設、観光客が安全に通行できる車道・歩道拡幅等の整備をおこなう。

(12) 東日本入国管理センターについて、情報を各市町村に早急に伝達する。

〔6〕すべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障する

(1) 「いじめ」も体罰もない学校をつくる。

「いじめに気づいたら絶対に後まわしにしない」「命を最優先した対応に徹する」「すぐに全職員・保護者に知らせ、連携をとり対応する」「いじめを受けている生徒の安全確保はもとより、いじめがなくなるまで教育的な対応をする」など教育現場のいじめへの対応を考慮する。さらに教育委員会や市町村は、教員間の信頼関係、物事に当たる際の「何でも話し合える関係」づくり、教員の多忙化の解消、数値目標の設定、類雑な事務の解消、いじめ問題の日常的な研究をはかる。

(2) 少人数学級を拡大する。

①少人数教育はことし4月から中学3年生まで拡大されたが、学年に35人を超えるクラスが3クラス以上なければ適用されない。早期にすべてのクラスで35人学級を実現する。さらに30人学級に踏み出す。

②国に対して30人以下学級の速やかな実現を求める。

(3) 学校施設の改善をはかる。学校施設の環境改善、老朽化対策のための予算を増額する。

(4) 学校統廃合はおこなわない。学校統廃合にあたっては文部科学省の「手引き」を機械的に適用することなく、保護者や住民の意向を十分尊重し、住民合意を基本とする。

(5) 学校統廃合にともなうスクールバスの購入費や運行経費への補助3年打ち切りをやめ、補助期間を延長する。スクールカウンセラーの派遣を拡充する。

(6) 小中一貫教育について検証するとともに、大規模な施設一体型小中一貫校はつくらない。

(7) つくば市内に県立高校を設置する。

つくばエクスプレスの沿線開発による人口増が続くなか、市内の進学者数と高校定員数を近隣市と比較すると大幅に少ない。

(8) 小中学校施設の耐震補強工事への県独自補助制度を創設する。国に対して助成の拡充を求める。

(9) スクールバスへの補助を拡充する。無料化のために県補助をおこなう。

(10) スクールカウンセラー事業の拡充をはかる。公立小・中学校には全校配置し、さらにスクールソーシャルワーカー事業を拡充し、学校現場での子どもの貧困対策として位置づける。

(11) 県立高校普通教室へのエアコン設置をすすめる。音楽室や美術室、家庭科室など特別教室にも設置する。保護者負担となっている維持管理費を県負担とする。小・中学校の普通教室、特別教室へのエアコン設置を促進するために、県独自の財政支援を講じる。

(12) 長期入院する児童生徒への学習支援をおこなう。

友部東特別支援学校を中心におこなわれている県内5医療機関への訪問教育を拡充する。義務教育でない高校生への学習支援を制度化するとともに、特別支援学校に転校しなくても支援が受けられるよう対応する。

(13) 来年4月開校予定の県立石岡特別支援学校において訪問教育を実施する。公共交通機関を利用するなどの自力通学の希望にこたえ体制を確立する。

(14) 夜間定時制高校、フレックススクールの教育条件を充実させる。

(15) 高校授業料の完全無償化をはかる。高校就学支援金の所得制限を撤廃し、すべての高校生の学ぶ権利が保障されるよう高校無償化の復活を国に求める。

(16) 就学援助を拡充する。

①県独自に「子どもの貧困」の実態調査をおこない、削減目標を設定する。

②本県の義務教育の子どもの給食費・学用品代・修学旅行費などを援助する就学援助は、小・中学生の6人に1人が利用している。対象を生活保護基準×1.5倍まで広げるとともに、支給額を実態にあった水準に引き上げるよう国に求める。入学準備金は、入学前の2～3月に支給できるようにする。

③国にたいし準要保護世帯への国庫補助復活を求める。

(17) 私学助成を拡充する。

私立学校の施設費を含む学費の負担軽減を一層はかるために、就学支援金を増額するとともに学校への経常費助成を増額する。

(18) 学校給食の無償化をはかる。学校給食管理業務を担う加配栄養士の配置を拡充する。

(19) 授業料以外の教育費負担に対する「奨学給付金」について、生活保護世帯と非課税世帯に限られている所得制限を拡大する。

(20) 給付型奨学金制度を拡充する。

貸与型奨学金は無利子とする。給付型奨学金制度は抜本的に拡充することを国に求めるとともに、県としても創設する。

(21) 特別支援学校の教育条件を改善する。

本県の特別支援学校の在籍者は、この10年で1.23倍に増えている。しかし、学校建設が追いつかず毎年、教室不足が続いている。当該校は、特別教室等を普通教室に転用するだけでは足りず、少なくない学校で「圧縮学級」（教室不足のために本来3学級のところを2学級で運営）を実施せざるを得ない状況にある。

①特別支援学校は、設置基準が定められていない。学校教育法第3条では、幼稚園から小中学校、高校、大学各種学校まですべての学校に設置基準があり、学級の編制から校舎や運動場の面積等が定められ、校舎に備えるべき施設も明記されている。特別支援学校の教室不足の常態化等の劣悪な教育環境の改善のために、設置基準を定めるよう国に求める。

②教室不足を解消するために、県独自に「人口10万人あたり1校」「1校あたりの規模は150人程度」の学校設置基準をつくり、県の整備計画を見直す。

③つくば特別支援学校は、2019年に石岡市の新設校に通学区域を変更して過密解消をはかる方針だが、通学区域の変更にあたっては一人ひとりの子どもの状況に配慮する。分離後も教室が不足する見込みであり、過密解消を図るために、市内に分離型の高等部特別支援学校増設や新たな支援学校を増設する。

④老朽化がすすんでいる友部特別支援学校、友部東特別支援学校高等部は早急に改築する。内原特別支援学校に高等部を設置する。

⑤スクールバスの増車をはかり、長時間・遠距離通学を一刻も早く解消する。介助員の複数配置コースを増やす。

(22) 特別支援学級の学級編制基準を現行8名から6名に改善するよう国に求める。また、特別支援学級の支援員配置への財政措置の増額を国に求め、県独自に補助する。特別支援学級の在籍児童について、通級指導が推進されているが、普通学級の基礎数には加えられていないため、普通学級が35人を超える場合がある。そのことも考慮し学級編制を行うとともに、支援員配置などの支援策をとる。

(23) インクルーシブ教育のための合意形成と条件整備をはかる。

(24) 教員の増員と正規雇用化をはかる。

①教職員の「超多忙化」を解決する。教員一人の持ち授業時間数に上限を設定する。授業準備にかかる時間を勤務時間内に確保し、超過勤務の回復措置を制度化する。不要不急の報告書類や業務を整理し、授業準備と子どもに向き合う時間にあてられるようにする。教育公務員給与特例法を改正し、超過勤務手当の制度創設を国に求める。

②本県は「教員採用時期と、学年初めのクラス数確定時期が違うため」として、小中高校で約1割、特別支援学校で2割が臨時教員となっている。臨時講師の正規化をすすめ、待遇改善をはかる。

(25) 部活動の休息日を徹底し、部活動の過熱化をおさえるルールを確立する。

(26) 笠間市内の「茨城県教育研修センター」は、災害時における避難場所として位置づけ、市民が利用できるようにする。

(27) 朝鮮初中高級学校への補助金を復活する。

〔 7 〕 公共事業を大型開発優先から生活密着型に転換する

- (1) つくばエクスプレス沿線開発、工業団地、桜の郷整備事業、茨城港常陸那珂港区臨海土地造成、阿見吉原開発など将来負担を伴う県事業について検証し、見直し・中止を決断する。
- (2) 茨城港常陸那珂港区の中央・南ふ頭建設は中止する。中央ふ頭の一部を埋め立てる工業団地造成は中止する。常陸那珂地区開発は凍結し、県民生活優先の立場から土地利用計画の全面的な再検討をおこなう。
- (3) 「就航対策」など茨城空港事業への税金投入はやめる。航空会社の損失を税金で補てんする「搭乗率保証制度」の導入は行わない。
- (4) 過大な水源開発である霞ヶ浦導水事業、八ッ場ダム事業から撤退する。
 - ①霞ヶ浦導水事業は、過大な水需要に基づく住民負担増や環境悪化などの観点から、事業継続の中止を国に求める。漁業者の同意のない那珂川取水口工事は行わない。
 - ②八ッ場ダム事業は利水・治水とも必要性が失われており、中止を国に求める。計画地の住民への補償と生活再建、地域振興を図るために法律を制定し、施策の具体化を図る。思川開発の中止を国に求める。
 - ③水の需給計画を県民本位に見直す。水道事業の水量、料金、契約水量は、地下水などの既得水利権を優先し、市町村への過大な押し付けは見直す。
 - ④広域水道事業の黒字分を還元し、水道料金を引き下げる。
- (5) 公共事業は県民生活に密着した事業を優先する。学校の耐震化、福祉施設や病院の建て替え、生活道路の改良、下水道整備など県民生活に直結する事業に取り組む。
- (6) 橋梁やトンネルなど既存施設の老朽化対策を急ぐ。実態を点検し、維持管理や補修を早急におこなう。
- (7) 生活道路優先の道路整備をすすめるため、市町村道の補償・整備にたいする補助を拡充する。

〔 8 〕 地方自治を守り、県民本位の財政を確立する

- (1) 福祉・教育施設など県民生活に密着し、行政が直接責任を負う事業は、民間委託等ではなく、公的責任で拡充を図る。県施設への指定管理者制度導入にあたっては、これまでの実績を重視し、運営への住民参加や情報公開、個人情報保護などを条例に盛り込む。
- (2) 総合計画審議会や有識者懇談会などは非公開とせず、会議の公開を定める指針をもうける。
- (3) 福祉・医療・教育など住民サービス分野の職員の増員を図る。当面、条例定数通りの県職員を配置し、退職者の再雇用については定数に含めない。
- (4) 地方労働委員会の労働者委員の選任にあたっては、県内労働界の実情に則して公正・民主的に行う。
- (5) 障害者の参政権を保障する。在宅投票制度の対象拡大や手続きの簡素化などいっ

その改善を図る。点字広報や点字記載の投票用紙を配付すること。投票所のバリアフリーをすすめ、政見放送に字幕をつけるよう国に求める。永住外国人の地方参政権を保障する。

- (6) 警察行政は市民生活の安全を守る機関として民主的に改革する。自白強要やえん罪防止のために捜査全体の可視化をすすめる。県議会が警察予算と警察行政全般を監視、点検できるよう改める。
- (7) 交番・派出所の廃止統合など県警察施設の再編は改め、交番を増設する。
- (8) 道州制は、都道府県を廃止し、住民の命と安全を守る国と地方の役割を放棄するに等しく、導入に反対する。
- (9) 地方自治体が「住民福祉の増進を図る」ために必要な財源保障を強く国に求める。
地方の財源確保の手段としての消費税増税は反対する。
- (10) 課税強化による税収確保はやめ、地域経済の振興、消費購買力の向上などによる税収増を基本とする。「茨城租税債権管理機構」による徴税強化は改め、滞納者の生活実態を十分に把握し、きめ細かい納税相談に応じる。
- (11) 進出企業にたいする優遇税制、補助金はやめ、地元中小企業を支援する。
- (12) 土地開発公社、開発公社は廃止する。公社の破たん処理は、国、金融機関にも負担を求め、県民負担を最小限にする。保有土地対策の予算計上はやめる。破たんの原因と責任を明確にし、開発行政を転換する。
- (13) 茨城テレビ放送をつくり、より県民に県内情報を伝えるよう民間放送局を援助する。

〔9〕 県政に憲法を生かし、平和と民主主義をまもる

- (1) 航空自衛隊百里基地は、全国唯一の偵察飛行隊を持つ実践基地であり、日米地位協定に基づく米軍との共同訓練基地である。日米共同訓練はおこなわないことを国に求める。
 - ①「民間共用化」によって、自衛隊は民間機用滑走路も自由に使用できることになり、基地機能が強化された。自衛隊用と民間機用の滑走路の使用状況を国に求める。
 - ②F 4 戦闘機による模擬空対地射爆撃訓練がおこなわれているが、百里基地所属機の配備状況、外来機などの飛行方法や運行時間等について国に説明を求める。
 - ③周辺住民は騒音に毎日苦しんでいる。夜間・早朝訓練の実施状況、8：15～17：00の飛行訓練とそれ以外の訓練の飛行回数を明らかにするよう国に求めるとともに、訓練中止を要請する。
 - ④再編整備で騒音が増大しており、騒音調査箇所の増設や、基地の運用実態に即した騒音調査とその公表を行うよう国に働きかける。
- (2) 百里基地へのオスプレイの配備に反対する。
全国6つの低空飛行ルートで年間330回の訓練が計画されている。県民の安全を守るために、オスプレイの百里基地への飛行・配備に反対する。飛行ルートの情報開示を国に求める。

(3) 米軍機の低空飛行訓練の中止を求める。

米軍は、C 1 3 0 輸送機が、西は南アルプス周辺、東は茨城県上空、南は伊豆半島、北は群馬、栃木県上空までの広い範囲を低高度（地上からで約 1 5 0 ～ 1 5 0 0 メートル）の編隊による有視界飛行訓練の空域としている。飛行区域、飛行予定を県への情報提供とともに、危険な低空飛行はやめるよう国に要請する。

(4) 自衛官募集事務はおこなわない。

①県及び自治体で行っている自衛隊法 9 7 条及び自衛隊施行令 1 2 0 条による「自衛官募集事務」について、条例・施行令からこの条文を削除することを国に求めるとともに、県としては事務を行わない。

②自衛隊茨城地方協力本部が 1 8 歳男女の「適齢者名簿」の提出を求めていることに對し、個人情報保護の観点から提出はおこなわない。

③自衛隊の各種イベント等はおこなわないよう国に求める。

(5) 安保法制＝戦争法、特定秘密保護法、共謀罪の廃止を国に求める。

(6) 核兵器禁止条約は、昨年 7 月 7 日、国連加盟国の 3 分の 2 にあたる 1 2 2 カ国の賛成で採択された。唯一の戦争被爆国である日本政府が核兵器禁止条約に署名するよう国に求める。

(7) 憲法の平和・人権・民主主義の原則を県政の各分野に生かす。憲法第 9 条と「非核平和茨城県宣言」の立場から、非核・平和に関する施策を積極的にすすめる。そのための担当課を設ける。核兵器廃絶をめざす県民の自主的なとりくみを支援する。

(8) 本県と 4 4 市町村が非核都市宣言をしている。広島・長崎の平和式典に県内の小中高生を平和大使として派遣する。派遣自治体へ県補助を実施する。

以 上